

低額譲渡 ～譲渡する相手が法人の場合～

今回は、個人が法人を相手に資産を譲渡した場合の話です。特別の関係のない第三者間で行われる取引価額は通常、時価になります。安く買いたい又は高く売りたいというお互いの利害がぶつかるからです。一方で、利害がぶつからない場合もあります。例えば同族会社の役員が、その同族会社へ譲渡する場合です。

(例1) 戸口社長(仮名)は、自分の持っているA土地(取得費1,000万円)を時価の1億円で譲渡すると多額の譲渡所得が発生してしまうので、自分が社長を務める同族会社へ1,500万円で譲渡した。

(例2) 戸口社長は、B土地を譲渡して5,000万円の譲渡益が発生していたため、内部通算(利益と損失の相殺)を目論んで、別のC土地(取得費7,000万円)をあえて時価2億円の10%(2,000万円)で同族会社へ譲渡し、譲渡損を発生させた。



これで税金が安く済む(例2ではゼロになった!)と戸口社長は大喜び。このように**時価の2分の1未満**の価額により譲渡することを**低額譲渡**と呼びます。しかしこのようなことを認めてしまうと、時価による取引との公平が図れませんね。そこで税法では、法人(**同族会社に限りません**)に対して低額譲渡があった場合や無償による譲渡(贈与)があった場合には**時価で譲渡**があったものとみなして税金を計算します。具体例で確認してみましょう。

(例1)の取引で、戸口社長が実際に手にした利益は1,500万円 - 1,000万円 = 500万円ですが、これを1億円 - 1,000万円 = 9,000万円の譲渡益とみなして課税されます。仮に長期譲渡なら税率は20%のため、税金は1,800万円となります。譲渡により1,500万円の収入しかないのに1,800万円の納税は痛すぎますね。

(例2)も同様に、C土地の譲渡益は2億円 - 7,000万円 = 1億3,000万円と計算されます。

ちなみに、購入した側の法人の取り扱いですが、時価で譲渡があったものとみなされるため時価で受け入れます。実際の取引価額との差額(例1なら8,500万円、例2なら1億8,000万円)は利益(受贈益)として計上しなければならず、法人税等の課税を受けることになります。

それなら、低額譲渡の定義に該当しない時価の2分の1ちょうどで譲渡したらどうでしょう?

(例3) 戸口社長は、それならばと時価2,000万円のD土地を1,000万円で同族会社に譲渡することにしました。取得費は200万円である。

低額譲渡には該当しないため、1,000万円 - 200万円 = 800万円の譲渡所得と計算します。直接、これを認めないとする規定はないので、通常の課税で済むことになります。ただし、あまり度が過ぎると税務署長が『同族会社の行為又は計算の否認』という規定を持ち出し、時価課税とされる可能性もゼロではありません・・・。

同族会社の(との)取引で、個々の取引は税法に適用しているとしても総合的に見たらおかしいと税務署長が判断する場合は問答無用で認めませんよという規定です。

ポイント

- ・ 法人に対して資産を低額譲渡(時価の2分の1未満)した場合は時価課税される
- ・ 同族会社に対しては時価の2分の1以上で譲渡しても認められない場合もある

戸口社長(仮名)『法人がダメなら個人へ売ればいいんだ!』・・・次回は譲渡の相手が個人だったら、です。